

**八峰町農業委員会  
会長に木藤 直氏**

7月3日、八峰町農業委員  
会総会が、任期満了に伴う選  
挙後、初めて開催されました。  
会長に木藤直氏、会長職務  
代理者に松森正一氏が選任さ  
れました。

**〔任期〕**

平成21年7月1日から  
平成24年6月30日まで  
(平成21年7月3日現在)  
※議席順



会長職務代理者  
松森 正一 (大信田・66歳)



会 長  
木藤 直 (田中・57歳)



委 員  
後藤 和雄 (埴・67歳)



委 員  
水木 壽保 (大沢・57歳)



委 員  
米森 正美 (石川・57歳)



委 員  
中山 悦男 (水沢・64歳)



委 員(議会推薦)  
鈴木 一彦 (岩子・56歳)



委 員(土地改良区推薦)  
後藤 祐誠 (畑谷・61歳)



委 員  
堤 久一 (目名潟・70歳)



委 員  
嶋田 金雄 (埴・61歳)



委 員(議会推薦)  
佐々木清美 (浜田・74歳)



委 員  
小山内一郎 (八森3・67歳)



委 員  
若狭 正信 (田中・62歳)



委 員(農業共済推薦)  
福士 正信 (外林・53歳)



委 員(農協推薦)  
菊地 勝男 (八森2・64歳)



委 員  
佐々木一雄 (畑谷・52歳)



委 員  
佐々木慶夫 (岩子・61歳)



委 員  
佐々木清勝 (八森3・61歳)

**一票で照りせ 日本の明るい未来**

**第45回衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査**

投票日 8月30日(日曜日)午前7時～午後7時

国民の代表として、我が国の未来を託す人々を選ぶ大事な国政選挙です。よく見、よく聞き、よく考え、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

**■こんな時は期日前投票を**

**■今回の選挙で投票できる人は**  
平成元年8月31日以前に生まれた方(20歳以上)で、平成21年5月17日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある人です。  
※平成21年5月18日以降に転出された方は、転出先の選挙人名簿に登録されないため、町内で投票することになります。

**■投票時間**

八峰町での投票時間は、午前7時から午後7時までです。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

**■投票所をご確認ください**

広報はっぼう5月号にも掲載しておりますが、**峰浜地区については新投票区**となります。下表のとおりとなりますので、お間違えのないようご注意ください。  
なお、八森地区については従前のとおりです。

投票日当日、仕事や旅行等の理由により投票できない場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。  
なお、第45回衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査は、期日前投票期間が異なりますのでご注意ください。

**【期日前投票所】**

八森地区：ファガス(研修室)  
峰浜地区：峰栄館

**【期日前投票期間】**

●第45回衆議院議員総選挙  
8月19日(水)から8月29日(土)  
●最高裁判所裁判官国民審査  
8月23日(日)から8月29日(土)  
※期間中は、土日祝日も投票できます。

**【期日前投票時間】**

午前8時30分から午後8時まで

**新投票区**(太字の地区名は投票所が変更となっております)

投票区	地区名	投票所
1 大沢投票区	大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・ <b>埴</b> ・ <b>大信田</b>	埴川健康センター
2 石川投票区	石川・稲子沢・大野・外林	石川多目的集会施設
3 田中投票区	<b>畑谷</b> ・上畑谷・ <b>強坂</b> ・内坂・沼田・ <b>田中</b>	峰栄館
4 水沢投票区	水沢・カッチキ台・駅前・三ツ森・高野々・大土面	はつらつ苑
5 目名潟投票区	目名潟・萩ノ台・蝦夷倉・ <b>岩子</b> ・ <b>大久保岱</b> ・手這坂・ <b>大岱</b> ・ <b>大槻野</b>	目名潟集落担い手センター
6 八森投票区	八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館	八森生活改善センター
7 観海投票区	樺台・樺・中浜・茂浦・立石・横間・滝の間	ファガス
8 岩館投票区	小入川・岩館第一・岩館第二	岩館生活改善センター

**■自分で書けないときは代理投票を**

手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

**■病院などの不在者投票**

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。  
※投票日までには選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

**■郵便による不在者投票**

身体に重度の障害がある方には、投票所に行かずに自宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認後に選挙管理委員会が決定のうえ証明書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。  
☎77-2111